

# 災害発生時の取扱いについて

(令和8年6月改定)

## 1 警戒レベル3警報・警戒レベル4危険警報・警戒レベル5特別警報発表時

芦屋市に警戒レベル3以上の気象情報が発表された場合の取扱いは以下のとおりです。

「警戒レベル4相当」の情報は、危険な場所から避難が必要な状況である場合に、「危険警報」として発表されます。

区分	1号認定 (幼稚園部)	2. 3号認定 (保育所部)
警戒レベル3警報	<p><u>午前9時時点で発表中の場合</u> 終日休所(園)</p> <p><u>午前9時までに解除された場合</u> 開所(園)しますので、午前10時までに登所(園)してください。 (給食はあります。)</p> <p><u>教育・保育中に発表の場合</u> 休所(園)となりますので、お迎えをお願いします。「所(園)で使用しているシステム」等で「休所(園)」・「お迎えの時間」の連絡をします。</p>	<p>開所(園)します。</p> <p>※通所(園)中に危険なことが起こったり、警戒レベル4危険警報に変わったりする可能性や不測の事態も起こり得るため、当日在宅される場合(育休中、仕事を休める等)は、ご家庭で保育をお願いします。</p>
レベル4危険警報・レベル5特別警報	<p><u>午前9時時点で発表中の場合</u> 終日休所(園)</p>	<p><u>午前7時時点で発表中の場合</u> 自宅待機</p> <p><u>午前10時時点で発表中の場合</u> 終日休所(園)</p> <p><u>午前10時までに解除された場合</u> 施設の安全等が確認された場合、開所(園)となります。開所(園)時間については、別途「園所で使用しているシステム」等で連絡します。</p> <p>※給食はありませんので、お弁当をお持ちください。</p>
	<p><u>教育・保育中に発表の場合</u>(すべて「所(園)で使用しているシステム」等で連絡します。)</p> <p>休所(園)となりますので、お迎えをお願いします。 「休所(園)」・「安否について」をお知らせします。 ※翌日以降の開所(園)については施設からお知らせします。</p>	

## 2 避難に関する情報発令時

芦屋市全域又は芦屋市の一部対象地域に対し、下表のいずれかが発令された場合の取扱いは以下のとおりです。

区分	1号認定 (幼稚園部)	2・3号認定 (保育所部)
<b>高齢者等避難【警戒レベル3】</b>	<p><u>午前9時時点で発令中の場合</u></p> <p>終日休所（園）</p> <p><u>午前9時までに解除された場合</u></p> <p>開所（園）しますので午前10時までに登所（園）してください。（給食はありません。）</p> <p><u>教育・保育中に発生した場合</u></p> <p>休所（園）となります。 「所（園）で使用しているシステム」等で連絡しますので、お迎えをお願いします。</p> <p>開所（園）時期については、施設の状況等を確認の上、「所（園）で使用しているシステム」等で連絡します。 ※対象地域に当たらない場合は、開所（園）します。</p>	<p>開所（園）します。</p> <p>※通所（園）中に危険なことが起こったり、避難指示（警戒レベル4）に変わったりする可能性や不測の事態も起こり得るため、当日在宅される場合（育休中、仕事を休める等）は、ご家庭で保育をお願いします。</p> <p><u>教育・保育中に発生した場合</u></p> <p>「所（園）で使用しているシステム」等で連絡しますので、お迎えのご協力をお願いします。</p>
<b>【警戒レベル4】避難指示</b>	<p>終日休所（園）（すべて「所（園）で使用しているシステム」等で連絡します。）</p> <p>※施設から「休所（園）」・「安否について」・「避難の有無」・「お迎えについて」等をお知らせします。</p> <p>※翌日以降の開所（園）については所（園）からお知らせします。</p>	

### 3 地震発生時

芦屋市・西宮市・神戸市東灘区のいずれかで、下表のいずれかが発生した場合の取扱いは以下のとおりです。

区分	1号認定 (幼稚園部)	2・3号認定 (保育所部)
震度4以下	開所（園）します。	
震度5弱	<p><u>午前9時までに発生した場合</u> 終日休所（園）</p> <p><u>教育・保育中に発生した場合</u> 休所（園）となりますので、お迎えをお願いします。「所（園）で使用しているシステム」等で「休所（園）」・「安否について」を連絡します。</p> <p>※翌日以降の開所（園）について施設から「所（園）で使用しているシステム」等で連絡します。</p>	<p><u>午前9時までに発生した場合</u> 終日休所（園）</p> <p><u>教育・保育中に発生した場合</u> 休所（園）となりますので、お迎えをお願いします。「所（園）で使用しているシステム」等で「休所（園）」・「安否について」を連絡します。</p> <p>※翌日以降の開所（園）について施設から「所（園）で使用しているシステム」等で連絡します。</p>
震度5強以上	<p>終日休所（園）（すべて「所（園）で使用しているシステム」等で連絡します）</p> <p>※教育・保育中に発生した場合、休所（園）となりますので、お迎えをお願いします。施設から「休所（園）」・「安否について」お知らせします。避難する場合は「所（園）で使用しているシステム」等及び「正門での掲示」により連絡する予定です。</p> <p>※翌日以降の開所（園）については施設からお知らせします。</p>	

### 4 津波に関する情報発令の対応について

芦屋市を含む地域に下表のいずれかが発令された場合の取扱いは以下のとおりです。

区分	1号認定 (幼稚園部)	2・3号認定 (保育所部)
津波注意報	開所（園）します。	
大津波警報 津波警報	<p>2号線以南の施設は、終日休所（園）（すべて「所（園）で使用しているシステム」等で連絡します。）</p> <p>※教育・保育中に発令された場合、2号線以南の施設は指定避難所へ避難することとしています。警報発令中は、原則引き渡しは行いません。施設から「休所（園）」・「安否について」・「避難の有無」等を連絡します。</p> <p>※翌日以降の開所（園）については施設から別途お知らせします。</p>	

## 5 熱中症特別警戒アラート発表時

兵庫県に熱中症特別警戒アラートが発表された場合の取扱いは以下の通りです。

熱中症特別警戒アラートとは、兵庫県内すべての暑さ指数情報提供地点における、翌日の暑さ指数（WBGT）最高値3.5以上になると予測される場合に、前日14時頃に環境省から発表されるものです。

（私立保育施設については、取り扱いが異なる場合があります。直接、各施設へご確認ください。）

区分	1号認定 (幼稚園部)	2・3号認定 (保育所部)
熱中症特別警戒アラート	終日休所（園）	開所（園）します。 当日在宅される場合（育休中、仕事を休める等）は、ご家庭で保育をお願いします。

## 6 休所（園）を予定する可能性がある場合

台風、大雨等により次の気象・社会状況等となった場合、翌日以降の市立・私立保育施設の運営を休所・休園する場合があります。

休所・休園は市内の保育施設が対象となりますが、自然災害の種類や状況、各保育施設の状況等により、施設ごとによる個別の対応を行う場合があります。

### 【判断基準となる気象・社会状況等】

- ・ 気象庁等の情報により、大きな災害が予測される場合
- ・ 鉄道事業者（本市を通る鉄道に限る。）による計画運休
- ・ 本市、神戸市又は西宮市の公立学校園の事前（前日から）休校・休園の決定
- ・ その他、当該自然災害等への対応として、上記に類する事象